

■市・府民税の年税額が6万円(年金所得のみ)の場合

○これまでの納め方

| 徴収方法 | 納付書などで納める<普通徴収> | | | |
|------|-----------------|-------------|-------------|--------------|
| | 徴収月 | 6月 (1期分) | 8月 (2期分) | 10月 (3期分) |
| 税額 | 1万5千円 | 1万5千円 | 1万5千円 | 1万5千円 |
| 算出方法 | 1/4 | 1/4 | 1/4 | 1/4 |

年税額の4分の1ずつを納付書または口座振替で納付。

○年金特別徴収(初年度)

| 徴収方法 | 納付書などで納める (普通徴収) | | 年金から引き落とし (特別徴収) | | |
|------|---------------------|--------------|---------------------|-----|-----|
| | 時期 | 1期分 (6月末) | 2期分 (8月末) | 10月 | 12月 |
| 税額 | 1万5千円 | 1万5千円 | 1万円 | 1万円 | 1万円 |
| 算出方法 | 1/4 | 1/4 | 1/6 | 1/6 | 1/6 |

6月と8月は年税額の4分の1ずつをこれまでどおり納め、10月、12月、2月は年税額の6分の1ずつを年金から引き落としします。

○年金特別徴収(2年目以降)

| 徴収方法 | 年金から引き落とし(特別徴収) | | | | | |
|------|-----------------|-----|-----|---------------|-----|-----|
| | 仮徴収 | | | 本徴収 | | |
| 時期 | 4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |
| 税額 | 1万円 | 1万円 | 1万円 | 1万円 | 1万円 | 1万円 |
| 算出方法 | 前年度2月の本徴収税額と同額 | | | (年税額-仮徴収)×1/3 | | |

4月、6月、8月は、前年度2月の税額と同額を年金から引き落としします(仮徴収)。10月、12月、2月は、年税額から4月、6月、8月の税額(仮徴収)を差し引いた残りの税額を引き落としします(本徴収)。

◆問い合わせ 納税課

■申し込み 口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合があります)または納税課で行うことができます(ゆうちょ銀行の場合は納税課では受け付けできません)。10月15日(水)までに手続きすると11月が納期の固定資産税(第4期分)から、また11月14日(金)までなら12月が納期の市・府民税(第4期分)から振替をします。軽自動車税は来年度分からとなります。

◆口座振替のご利用を
提供するための貴重な財源です。納期内に取扱金融機関またはコンビニなどで納付してください。納期限が過ぎた場合は、督促状が送付され、徴収権限が「京都府地方税機構」に移ります。

公的年金から
市・府民税を徴収
(年金特別徴収)

平成21年10月から、市・府民税の公的年金からの引き落とし制度(年金特別徴収)が開始されています。

この制度は、納税方法を変更するもので、市・府民税の税率や税額が今までと変わることはありません。

▼10月から新たに年金特別徴収の対象となる人(4月1日現在満65歳以上で、介護保険料が年金特別徴収となっている人)
年金にかかる市・府民税

の年税額の半分(1期・2期)を今までどおり、納付書または口座振替で納め(普通徴収)、残りの税額を10月、12月、2月の3回に分けて、年金から引き落とし(特別徴収)します。

来年度以降は、2月に特別徴収した税額と同額を4月、6月、8月に徴収します(仮徴収)。6月にその年度の市・府民税額が算定されましたら、仮徴収した税額を差し引いた残りの税額を、10月、12月、2月の

3回に分けて年金から特別徴収します(本徴収)。
特別徴収が中止になる場合
次の①から⑤のいずれかに該当する場合には特別徴収が中止され、納付書か口座振替による納付(普通徴収)に変更となります。
①介護保険料の年金からの特別徴収が中止となった
②年度途中で転出した
③死亡した

④税額に変更があった
⑤1回あたりの特別徴収税額が年金から介護保険料を差し引いた残りの受給額より大きくなった
※ただし、年金からの特別徴収中止処理までに時間がかかるため、中止の時期により、特別徴収される場合がありますが、特別徴収された税額は、後日還付されますので、ご了承願います。

市税は納期内に納付を

市・府民税(第3期分)の
納期限は10月31日(金)

市税は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを

10月8日(水)から

車両通行止めのお知らせ

府事業による市道科手土井線移設工事のため、下記の区間が車両通行止めとなります。
期間 10月8日(水)～平成27年3月中旬(予定)
※年末年始も含め、車両は終日通行止めとなります。歩行者および自転車は通行できます。
※市営駐車場は通常どおり利用していただけます。迂回路に従って入場してください。
◆問い合わせ 府山城北土木事務所道路計画室(☎0774-621731)、市まちづくり推進課



やわた
タケちゃん・ノコちゃん



に投票を!

8月27日、一般社団法人 八幡市観光協会の観光PRキャラクターの「やわたタケちゃん・ノコちゃん」が、堀口市長を訪問。二人は、全国に八幡市をPRするため「ゆるキャラグランプリ2014」にエントリーしたことを市長に報告し、投票と応援のお願いをしました。

投票は、同グランプリのオフィシャルウェブサイト(<http://www.yurugp.jp/>)から、10月20日(月)まで、毎日1回できます。

市民の皆さんもぜひ、「やわたタケちゃん・ノコちゃん」に投票と応援をお願いします。

◆問い合わせ 市観光協会(☎981-1141)

10月24日(金)



四季彩館に
農産物直売所オープン

10月24日(金)、やわた流れ橋交流プラザ「四季彩館」に農産物直売所がオープンします。
農産物直売所には、地元でとれた新鮮でおいしい野菜や手作り加工品など、クシヨップやパネル展示など、楽しみながら環境について考えるイベントです。

ど、丹精込めた商品がたくさん並びます。ぜひ、ご利用ください。
オープンイベントとして10月24日(金)～26日(日)の各日、8000円以上お買い上げの先着200人に卵1パック(6個入)をプレゼントします。
◆問い合わせ JA京都やましろ八幡市支店(☎981-1315)、農業振興課

11月1日(土)

スマート・エコ祭を開催

スマート・エコ祭は、人と自然が共存する、環境にやさしいまちをめざして身近なテーマを中心に、ワークショップやパネル展示など、楽しみながら環境について考えるイベントです。

日時 11月1日(土) 午前10時～午後4時
会場 市庁舎西側
内容 グリーンカーテン
◆問い合わせ 環境保全課